

令和 6 年度

多摩市国民健康保険運営方針取組結果

令和 7 年 6 月

保険年金課

多摩市国民健康保険の状況

(1)被保険者の状況

ア 被保険者数

単位:人

年 度	令6	令5	令4
被保険者数	26,730	28,004	29,382

○令和6年度末の被保険者数は対前年度比で△4.8%であった。

○団塊世代の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用拡大が進み、前年度に引き続き減少傾向であった。

イ 被保険者の年齢構成・加入割合

	多摩市人口(人)	被保険者数(人)	加入率(%)
65～74歳	17,019	10,856	63.79
35～64歳	61,169	10,527	17.21
15～34歳	28,574	4,117	14.41
0～14歳	15,110	1,230	8.14
合計	121,872	26,730	21.93

○対前年度比で市の人口が415人減、被保険者数が1,274人減であったことから加入率が1%減少した。

○特に65～74歳の被保険者数は対前年度比で956人減少した。

(2)医療費の動向

ア 医療費総額の状況

単位:円

年 度	令6	令5	令4
医療費総額	11,031,110,887	11,129,382,473	11,860,582,840

※医療費総額＝療養の給付等＋療養費等

○令和6年度は診療報酬改定があったが被保険者数の減少が大きいことから、対前年度比で△1%の微減となった。

イ 一人当たり医療費の状況

単位:円

年 度	令6	令5	令4
一人当たり医療費	397,897	384,980	386,250

※「事業年報」より作成。一人当たり医療費＝医療費総額÷年度平均被保険者数

○医療費総額に減少に対して被保険者数の減少が大きいことから、1人当たり医療費に換算すると3.4%増となった。

(3)財政の状況

ア 収支の状況

単位:円

年 度	令6	令5	令4
収 入	14,743,002,462	15,559,841,155	16,277,073,636
支 出	14,566,018,019	15,426,327,096	15,508,850,086

※「事業年報」より作成

【結果】

○主な歳入である国民健康保険税は対前年度比で 0.1%増の 26 億 8,890 万円、繰入金は 7.6%減の 20 億 8,782 万円であり、歳入合計額では対前年度比で 5.0%減であった。

○主な歳出である保険給付費は対前年度比で 0.8%減の 94 億 66 万円、国保事業費納付金は 2.7%減の 46 億 2,402 万円であり、歳出合計額では対前年度比 5.6%減であった。

イ 決算補填等目的の法定外繰入(赤字繰入)の状況

単位:円

年 度	令6	令5	令4
繰入金総額	2,087,822,953	2,259,561,182	1,787,448,253
法定内繰入額	817,317,407	846,418,664	824,315,732
赤字繰入額	1,270,505,546	1,413,142,518	963,132,521

※「事業年報」より作成

【結果】

○国保事業費納付金の減少を反映して対前年度比で繰入金総額は 7.6%減、赤字繰入額は 10.1%減となった。

運営方針取組結果

(1)財政健全化に向けた方針

ア 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金とは

○一般会計からの繰入金は、法律を根拠にした「法定繰入」とそうでない「法定外繰入」があり、「法定外繰入」のうち、いわゆる保険税の収入不足などによる決算補填等の目的による法定外繰入金は、計画的・段階的に解消する必要がある。

一般会計繰入金		
法定繰入	法定外繰入	
保険基盤安定分、未就学児均等割保険料負担金、産前産後保険料免除負担金、出産育児一時金分、職員給与等	決算補填等目的	決算補填等目的以外
	保険税収入不足、累積赤字補填など	保険税減免に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増、保健事業、基金積立 など

●一人当たり法定外繰入金

単位:円

年 度	令6	令5	令4
一般会計法定外繰入金(決算額)	1,270,505,546	1,413,142,518	963,132,521
被保険者一人当たり法定外繰入金	45,942	48,882	31,365
26市平均被保険者一人当たり繰入金	公表未	42,303	34,017
多摩市 26市中の順位(多→少)	公表未	11	16

※26市平均は決算調査から

【結果】

○対前年度比で国民健康保険税収入は横ばいであったが国保事業費納付金が 2.7%減であったため法定外繰入金が対前年度比で 10.1%減となった。

○年度平均被保険者数が対前年度比で 4.4%減の 27,654 人となったことで、被保険者一人当たり法定外繰入金は 6%減となった。

カ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の計画的・段階的削減

●法定外一般会計繰入金の推移

単位:千円

年 度	法定外繰入額 A	歳入決算額 B	法定外繰入の割合 A/B(%)
令6	1,270,506	14,743,002	8.61
令5	1,413,142	15,520,214	9.01
令4	963,133	16,277,073	5.91

※国民健康保険事業年報より作成

【結果】

○対前年度比で歳入決算額が 5.0%減であったが、法定外繰入額が 10.1%減となったことから、歳入決算額に占める法定外繰入金の割合も対前年度比で 4.6%減の 8.61%となった。

(2)データヘルス計画に基づく保健事業の実施

ア 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査及び特定保健指導の実施については、高齢者の医療の確保に関する法律のほかに関連法令で定められており、特定健康診査の受診は、生活習慣病をはじめとする様々な疾病の予防・早期発見・早期治療にとって大切な手段となっている。

●特定健康診査受診率(法定報告値)

単位：%

年 度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
令6	*	*	*	*	*
令5	38.3	43.1	40.7	47.8	49.3
令4	38.6	43.1	40.9	47.4	48.8

※厚生労働省データ及び、国保連 KDB 外付 Sucoyaca より

*令和6年度は、令和7年11月に厚生労働省より発表

●特定保健指導終了率(法定報告値)

単位：%

年 度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
令6	*	*	*	*	*
令5	25.3	13.7	12.4	16.0	14.9
令4	28.3	13.7	12.6	15.6	16.1

※厚生労働省データ及び、国保連 KDB 外付 Sucoyaca より

*令和6年度は、令和7年11月に厚生労働省より発表

【結果】

○健診周知、受診勧奨を行い、令和5年度特定健康診査受診率49.3%で、前年度より増加したが、目標値52%には到達しなかった。

○特定保健指導終了率は、14.9%で前年度より低下し、目標値20%にも到達しなかった。

○被保険者が年々減少することに伴い、健診受診率が高い60～70代の年齢層も減少するため、受診率の維持・向上に向けての検討が必要である。

イ 生活習慣病発症・重症化予防に関する取組

生活習慣病の発症を予防し、早期発見及び重症化予防を進めることで、被保険者一人ひとりの心身の健康の保持・増進及び生活の質の維持・向上、ひいては医療費適正化に寄与することを目指し、以下の取組を行った。

●糖尿病重症化予防事業

年 度	令6	令5	令4
受診勧奨通知件数(件)	390	522	401
プログラム参加人数(人)	24	30	29
プログラム修了人数(人)	22	23	15
プログラム修了率(%)	91.7	76.7	51.7
参加薬局数(件)	17	16	24

【結果】

- プログラム参加率は、約5～7%を推移しているが、プログラム終了が91.7%と増加し、目標値65%を上回った。
- プログラム参加人数の増加、また今後のプログラム終了率の維持・向上をしていくため、参加薬局数の増加を図っていく。

●健診異常値放置者受診勧奨事業

単位：%

年 度	令6	令5	令4
目標受診率	8	12	10
結果	8.8	8.8	35.0

・分母：勧奨数値を送付した人数、分子：受診を確認できた人数

【結果】

- 受診勧奨後の受診率は、8.8%、目標値8%を達成した。
- 受診率の推移が横ばい状態であるため、効果的な受診勧奨通知の検討や受診がない方へのフォローを行い、受診率向上を目指す。

(3)医療費の適正化

ア 診療報酬明細書(レセプト)点検の実施

医療費の適正化を図るためにレセプト点検を充実させることは保険の運営を委ねられている保険者としての責任上極めて重要であることから、国通知に定める点検指針に基づく点検方法を効果的・効率的に行うため、以下の取組を進めた。

●内容点検一人当たり財政効果額(削減効果額) 単位：円

年 度	令6	令5	令4
多摩市国保	883	1,250	1,505
東京都平均	公表未	1,939	1,797
30市町村平均	公表未	1,673	1,625

【結果】

- 令和6年度より内容点検の審査結果として集計していた項目の一部が資格点検の集計対象項目に変更となったため単純比較はできないが、財政効果額は大幅な減少となった。

●資格点検一人当たり財政効果額

単位:円

年 度	令6	令5	令4
多摩市国保	1,748	778	747
東京都平均	公表未	883	901
30 市町村平均	公表未	789	798

【結果】

- 令和 6 年度より内容点検の審査結果として集計していた項目の一部が資格点検の集計対象項目に変更となり、また令和 5 年度までは財政効果額の対象外であった項目が資格点検の集計対象に変更となったため単純比較はできないが、財政効果額は大幅な増加となった。

イ 療養費支給申請書点検の実施

柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた場合は受領委任制度により、被保険者は保険医療機関の受診と同様に一部負担金の支払いで施術を受けることができ、この適正な利用は医療費の適正化にも直接効果があることから支給申請書の点検を実施し、施術所に対する指導強化及び患者への啓発につなげる。

●二次点検(患者調査)

単位:件

年 度	令6	令5	令4
患者調査票送付件数	933	764	1,027
申請書返戻件数	488	438	451

【結果】

- 令和 6 年度も引き続き療養費支給申請書の 2 次点検を実施し、長期・頻回・多部位の施術が継続的に見られる患者の申請書については返戻を行った。その結果、申請書返戻件数は対前年度比で 11.4%増加した。

ウ 資格喪失後受診への対応

国保資格喪失後に国保で受診した場合は、資格喪失手続後、国保負担分を新しい保険者や本人に返還を求めるなど、本来、国保で支払う必要のない保険者負担分(不当利得)の回収に努めた。

●一般被保険者返納金

単位:円

年 度	令6	令5	令4
返納金(決算額)	10,012,443	10,425,577	5,562,311

【結果】

- 令和 6 年度も前年度に引き続き、返還金未納者に催告通知の送付を年 3 回実施した。
○令和6年度の通知件数は合計 191 件で、対前年度比で 3.8%増加した。

エ 第三者行為に係る求償

交通事故など第三者(加害者)の行為を原因とする傷病にかかる費用は、加害者に求償できるはずの費用を、通常の治療として保険者が負担している事例があることから、以下の取組を進め

た。

●第三者行為に係る求償

年 度	令6	令5	令4
件数(件)	13	21	32
金額(千円)	1,171	388	1,463

【結果】

○令和 6 年度は第三者行為のレセプトに係る特記事項への記載の協力を医師会を通じて医療機関に要請し、保険給付の適正化をすすめるとともに国保連合会への求償依頼につなげた。

オ 医療費適正化意識の向上

高齢化や医療の高度化などにより、一人当たり医療費は増加傾向にある。被保険者自身の健康に影響を及ぼす可能性がある重複服薬への対応や、経済的な負担削減にも寄与する後発医薬品利用促進など、医療費の適正化につながる取組を実施した。

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進

年 度	令6	令5	令4
差額通知数(人)	2,219	3,278	4,135
普及率(数量ベース)%	87.5	80.9	80.1
削減効果額(千円)	1,227	1,922	2,506

【結果】

○ジェネリック差額通知とともに、医薬品の自己負担の新たな仕組みについてのリーフレットを発送し、被保険者への情報提供を行った。普及率は87.5%、目標値である80%を達成した。

○普及率が80%台と安定してきているが、通知対象者等の検討を行い、後発医薬品の利用を促進する。

(4)財源の確保

ア 被保険者の資格管理と適正な賦課

被保険者資格管理は国保事業の基本であることの認識に立ち、適正な賦課による納期内納税を円滑に進めていくことが重要であることから、以下の取組を進めた。

●喪失勧奨通知・職権による資格停止件数

単位:件

年 度	令6	令5	令4
喪失勧奨通知発送	1,224	942	1,218
職権による資格喪失	47	77	—

●納税通知書不達者の調査件数

単位:件

年 度	令6	令5	令4
通知不達の調査完了件数	11	28	43

●所得未申告者への申告勧奨通知発送件数

単位:件

年 度	令6	令5	令4
申告勧奨発送件数	687	634	596

【結果】

○資格の適正管理と賦課を進めるため、喪失勧奨通知を年4回実施した。

○納税通知書不達者について、現地調査やその後の転居先の追跡調査を行っても、不明な者に対し、不現住につき市民課に住民票の消除依頼を実施した。納税通知書のほか、督促状など他の通知の不達についても併せて調査を行ったが時間を要し、年度内に調査完了(不現住の者に対し住民票の消除依頼を行う)まで至る件数が少なくなった。不達となってから調査の時間を要した理由は、例年、督促状の不達の調査は、第1期督促状が返戻となる9月以降となるが、令和6年10月に行った徴収の組織一元化に向けた執務室一体化の時期と重なったためである。

○所得未申告者については、前年所得が不明な者のうち住民税で申告を行うべき者を除いた者(1月1日現在多摩市の住民でない者)に対し、申告勧奨通知を発送した。発送件数が増えているが、要因として海外転入者が増加していると考えられる。

イ 収納率向上の取組

被保険者間の負担の公平性から、保険税の収納確保は重要であることから、現年度収納率及び滞納繰越分収納率の前年度以上への向上を目標とした。

●現年分収納率の推移

単位:%

年 度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
令6	*	*	*	*	95.32※1
令5	*	*	*	*	95.79
令4	94.14	91.31	89.94	95.22	95.57

●滞納繰越分収納率の推移

単位:%

年 度	全国平均	東京都平均	23区平均	26市平均	多摩市
令6	*	*	*	*	18.34※1
令5	*	*	*	*	21.49
令4	24.05	29.39	28.67	32.60	24.33

*令和5年度は令和7年8月以降に厚生労働省及び東京都から発表される数字により算出する。

※1 暫定値(令和7年6月19日時点)

●口座振替世帯割合

単位:%

年 度	令6	令5	令4
口座振替世帯割合	35.7	37.6	37.7
26市平均割合※	未掲載	未掲載	28.46

※1 「国民健康保険関係データブック」(東京都)の「28 納付方法別の保険料(税)収納状況」より。

※2 令和5年度及び令和6年度の26市平均割合は、東京都において集計中。

●滞納処分

年 度	差押		債権取立	
	債権(件)	不動産(件)	件数	金額(円)
令6	96	1	90	9,105,669
令5	76	0	118	2,090,402
令4	89	1	128	6,937,685

※債権とは預貯金、給与、生命保険解約返戻金など ※「多摩市の国保」から作成

【結果】

- 東京都の目標を踏まえて、現年度収納率向上に重点を置いて取り組んだ
- 令和6年度から、預貯金等電子化照会サービスを導入し、従来に比べ短時間で財産調査を行うことのできる体制を整備した。
- 財産調査の電子化照会を活用し、預貯金および給与等の債権を中心とした差押97件(令和5年度差押件数76件、令和5年度比 127.6%)を実施した。
- 令和8年度当初の徴収の組織一元化に向けて、令和6年10月に納税課と保険税係の執務室を一体化し、連携を強め合同での納税交渉や滞納処分を実施した。
- 滞納処分の執行停止処分を計画的に行った。特に、市外転出者等で徴収の見込みが立たない滞納者の整理を進めた。

ウ 保険者努力支援制度等の特定財源確保

医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、その達成状況(加点)に応じ、交付金が交付される「保険者努力支援制度」は国民健康保険の財政基盤を強化する制度であることから、本制度の交付要件等を確認し、全国市町村平均点以上の加点を獲得できるよう、評価指標となる取組を確実に進めていく。

●保険者努力支援制度の多摩市国保加点と

全国市町村平均加点の比較

単位:点

年 度	令6	令5	令4
多摩市	389	396	432
全国市町村平均	487	556	564

※令和4～6 年:多摩市資料(いずれも減点前)

【結果】

- 多摩市、全国市町村平均ともに獲得点数は減少傾向であるが、評価指標、点数配分は毎年見直されているため、その点が影響しているものと考え。
- 評価指標のうち「データヘルス計画の実施状況」については、多摩市は15点(得点率100%)・全国平均も14.08点(93%)と、ともに高い獲得率となっている。
- 「生活習慣病の発症予防・糖尿病等の重症化予防・特定健診受診率向上の取り組みの実施状況」については、多摩市が70点(得点率100%)・全国が59.8点(得点率85.5%)、「後発医薬品の促進の取り組み・使用割合」については多摩市が120点(得点率85.7%)・全国平均は86.6点(得点率62.0%)と、多摩市が

全国平均より高い得点となっている。

○「特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ該当者及び予備軍の減少率」については多摩市が 30 点（得点率24.0%）・全国平均が30.2点（得点率 24.02%）、「がん検診受診率・歯科健診受診率」については多摩市17点（得点率22.7%）・全国平均 30.2 点（得点率 40.3%）と、多摩市・全国平均ともに低い結果となっている。

○「特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ該当者及び予備軍の減少率」については、特定保健指導実績（令和3年度実績）について基準実施率（実施率が令和3年度の市町村別規模別自治体上位3割に当たる実施率）、経年（平成29年度から令和元年度）の実施率が連続して向上していること、およびメタボリックシンドローム該当者予備軍の減少、の要件を満たしていないため得点となっていない。

(5) 保険税率の見直し

東京都の示す標準保険料率の改定幅が多摩市の改定幅よりも大きかったため、この乖離を解消するべく、保険税率を標準保険料率に近づけ、納付金の不足による繰入を解消していく。

● 保険税率と標準保険料率の推移

単位：所得割（%）、均等割（円）

年 度		医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令6	保険税率	5.81	29,300	1.89	12,000	1.68	12,200
	標準保険料率	8.57	51,633	2.92	17,154	2.40	17,448
令5	保険税率	5.59	28,200	1.82	11,600	1.62	11,800
	標準保険料率	8.08	48,363	2.75	15,950	2.40	17,550
令4	保険税率	5.59	28,200	1.82	11,600	1.62	11,800
	標準保険料率	7.53	44,395	2.45	13,996	2.46	17,867

【結果】

○ 第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に基づき、所得割税率、均等割税額とも +4%の増額改定を実施し、決算調定額は、令和 5 年度の 2,717,126,100 円に対し、令和 6 年度は 2,741,868,700 円と 24,742,600 円の増額となった。社会保険適用拡大で被保険者減少（令和 5 年度：28,004 人→令和 6 年度：26,730 人【4.5%減】）が続く中、被保険者 1 人あたりの平均調定額は増加（令和5年度：97,026 円→令和 6 年度：102,576 円【5.7%増】）しており、被保険者の所得額が増加していることが要因と考えられる。